令和３年度
第２回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度第２回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年５月２６日（金）　１３時２４分開会
　　１４時３１分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１２名　欠席委員８名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	欠席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	欠席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	欠席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	欠席	
１４番	平岡日出男	欠席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	欠席	
１８番	山形繁雄	出席	議事録署名委員
１９番	高橋　正	出席	議事録署名委員
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第６項合意解約の通知）
　　報告第３号　専決処分の報告について（現況証明願）
　　報告第４号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和３年度第２号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　特定農地貸付けの承認申請について
　　議案第５号　現況証明願について
　　議案第６号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、令和３年度第２回農業委員会総会を開会いたします。

本日は５月16日から31日まで国による緊急事態措置区域に北海道が追加され、千歳市は新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の拡大防止に向けた対応として、出席委員を減じて開催することとしております。

本日、委員20名中12名が出席しておりますので、会議は成立しております。

また、議事進行は迅速かつ円滑に行うため、議案説明におきましては、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきますので、ご了承をお願います。

なお、お手元に議案第６号、千歳農業振興地域整備計画の変更（案）の公告についてを追加しておりますのでご確認をお願いいたします。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さんこんにちは。ｺﾛﾅ渦ということで今月と来月はこの体制で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、18番、山形委員、19番、高橋委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　前回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料の通りであります。事務局からは、以上であります。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：25）
初めに報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 1 件で、土地の所在等は、議案書 1ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分に報告について（農地法第１８第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第 2 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　　務　　局　　報告第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 2ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり

専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約は 2 件で、土地の所在等は、議案書 2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号 4 につきましては、後ほど議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による転用案件としてお諮りする予定であります。
整理番号 5 につきましては、借主を変更した上で、後ほど議案第 3 号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第 2 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問無し）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 2 号を報告済といたします。

【報告第３号　専決処分に報告について（現況証明願）】

議　　長　　次に、報告第 3 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
当日配布資料の 1ﾍﾟｰｼﾞに、報告第 3 号資料として、地番図と航空写真を添付しております。
なお、本件につきましては、願出地が 29 筆と非常に多く、航空写真などもほぼ同一であることから、当日配布資料は 1 筆のみの抜粋とさせていただいております。
それでは、整理番号 3、土地の所在等は議案書 3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地の土地の区分は、市街化区域及び市街化調整区域であります。
本来であれば、市街化調整区域は、農業委員 3 名以上で現地確認を行ったうえで、総会にお諮りして決定しておりますが、本件について北海道農業会議を通じて農林水産省に確認したところ、申請者が△△のみであること、鉄塔の立っている箇所が明確であること、件数が多く、通常の現況証明の対応が現実的でないことなどから、農業委員の

現地確認を必要とせず、全て航空写真上の確認で足りるとの回答がありました。
　このことから、事務局において、願出地を航空写真で確認したところ、全て鉄塔または送電線下と認められたことから、いずれも、農地性のない、農地・採草放牧地以外と判断しております。
　また、本件については、前述と同様の理由から、総会に諮らずとも証明が可能との見解から、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。
　以上、報告第３号について、ご説明申し上げました。
　事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第３号を報告済といたします。

【報告第４号　専決処分の報告について（農業委員会事務局職員の分限処分）】

議　　長　　次に報告第４号を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第４号、専決処分の報告、農業委員会事務局職員の分限処分についてをご説明いたします。
　本日配布しております、議案書５ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
　千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領に基づき、次のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。
　本件は、現在病気療養中である管理課農地係主任について、令和３年５月10日付けで、地方公務員法第28条第２項第１号の規定に該当するものとして、休職発令したものでございます。
　事務局からは以上です。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第４号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程 6、協議の部に入ります。（13：31）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第 3 条の許可申請は、賃貸借権の設定が 1 件、使用貸借権の設定が 1 件です。
当日配布資料の 2ﾍﾟｰｼﾞから 3ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
初めに、整理番号 2 は、△△△△さんが所有する農地を、自らが代表を務める法人に賃貸借する案件です。
次に、整理番号 3 は、△△△△さんが、後継者である△△△△さんに経営移譲するため、使用貸借する案件です。
土地の所在等につきましては、議案書 6ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
整理番号 2 及び 3 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 2 及び整理番号 3 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。議案書 7 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
当日配布資料の 4 ﾍﾟｰｼﾞから 5 ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として、地番図等を添付しております。
今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件で、新川地区の△△△△さんを申請人とする農家住宅への転用案件であります。
整理番号 2、転用を行う土地の所在等は、議案書 7 ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
当該地の農地区分については、農用地区域内農地及び農用地区域内施設用地に区分されますが、現在、農用地区域からの除外申請中であり、後ほど議案第 6 号にてお諮りする予定であります。
除外手続き後は、甲種農地に区分される予定であり、甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅の建築については、例外許可事由に該当します。
また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
なお、本件につきましては、30ａ以下の農家住宅の転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第３号　令和３年度第２号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 3 年度第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
議案書 8 ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
当日配布資料の 6 ﾍﾟｰｼﾞから 9 ﾍﾟｰｼﾞに議案第 3 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、利用権設定が 7 件になります。
土地の所在等は議案書のとおりです
整理番号利 10 から利 13 までは、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
次に、議案書 9 ﾍﾟｰｼﾞ、整理番号利 14 は報告第 2 号、整理番号 5 で解約のあった農地を、借主を変更して賃貸借する案件となります。
利 15・16 は、公益財団法人道央農業振興公社を介して新規に賃貸借契約を行う規模拡大案件となります。
これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
以上、整理番号利 10 から利 16 までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに、発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　特定農地貸付けの承認申請について】

議　　長　　次に、議案第 4 号現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。
議案書 10ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定農地貸付けの承認申請書の願出があったことから、承認の可否について審議意見を求めます。
承認申請の件数は、4 件であります。
当日配布資料の 10ﾍﾟｰｼﾞから 13ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として地番図を、また、別冊にて、農林水産省のﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄである「市民農園をはじめよう！！」をお配りしております。
本件につきましては、市民農園を開設するための申請でありますが、当市で初めての案件となりますことから、初めに制度の概略について説明させていただきます。
当日配布資料としてお配りしました「市民農園をはじめよう！！」の 2ﾍﾟｰｼﾞ目、「2. 市民農園の開設方法」をご覧ください。
これにありますように、市民農園の開設方法には、貸付方式と農園利用方式の 2 種類がございます。
本件は 4 件のいずれも利用者に農地を貸す方式ですので、貸付方式に当たります。
次に 3ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
開設に必要な手続きとしましては、1 つ目として、本件の農地の取得方法は、所有している農地で開設、2 つ目に市民農園の方式は、先ほども申し上げたとおり貸付方式、3 つ目に、市民農園の施設整備の有無はなし、となりますと、法律手続きは特定農地貸付法になります。

次に一つ飛ばしまして5ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、以下、特定農地貸付法と略しますが、これによる開設の手続きについては、所有農地で開設しますので、真ん中の2番に当たります。

この場合、図にありますとおり、まず①として、開設者と市町村で貸付協定を締結します。次に②として貸付規程を作成、そして、今の段階が③の農業委員会に対する申請となるわけですが、これに対して④の承認となり、最後に⑤として利用者に対する特定農地貸付、いわゆる、市民農園の開設となります。

最後に1つ戻りまして4ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

この特定農地貸付になる要件ですが、4ﾍﾟｰｼﾞの中ほどにありますとおり、①10a 未満の貸付、②相当数の者を対象とした貸付、③貸付期間が5年を超えない、④利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること、の4点となります。

また、この特定農地貸付申請に対する承認の要件につきましては、4ﾍﾟｰｼﾞの下の枠内にありますが、まとまった農地があるような地域で、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合、利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正でなく、特定の者のみに利用が集中するような場合、貸付条件が違法不当な場合、賃借権等の所有権以外の権利を既に有している農地で開設する場合は承認できないこととなっております。

以上、制度の概要についてご説明いたしました。

それでは、議案書に戻りまして、特定農地貸付の承認申請がありました整理番号1から4の土地の所在等は議案書10ﾍﾟｰｼﾞ及び11ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号1から4について、さきほど申し上げました各要件について、事務局において、各市民農園の貸付規程、位置図などから確認した結果、特定農地貸付になる要件及び特定農地貸付申請に対する承認の要件の全てを満たしております。

以上、整理番号1から4について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　資料の4ﾍﾟｰｼﾞの1,000㎡未満の貸付とありますが、それは1人の人に対してですか。

事務局　　そうです。

藤　田　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

平　沖　委　員　　価格を㎡で書いてありますが決まりなのですか。

事　　務　　局　　決まりとしては1,000㎡未満の貸付以外の要件はないです。
　例えば、整理番号1だと、1区画当たりを記載のような形でやっておりますし、1区画、5,000円でやっているところもあります。
　法律上の規制はありません。

平　沖　委　員　　それでは、貸主次第で、価格が変動する可能性があるということですね。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

宮　澤　委　員　　営利目的で使ってはならないということですが、今、直売所等がﾌﾞｰﾑとなっておりますが、そういったところのﾁｪｯｸ機能はどのようになっているのですか。

事　　務　　局　　それぞれの市民農園で貸付規程というものを作成するのですが、その時に貸し付けるためのﾙｰﾙとして営利を目的として作物を栽培しないことと言う一文があり、それを守ってくださいということで契約するはずなので、営利を目的として売ることにはならないです。

宮　澤　委　員　　契約を交わすときに周知されているので、そのようなことはあり得ないということですね。

事　　務　　局　　はい。

宮　澤　委　員　　もし、そのようなことが起きたら。

事　　務　　局　　貸付規程に反していることになり、貸せないということになると思います。

宮　澤　委　員　　分かりました。

事　　務　　局　　市民農園をはじめようというﾊﾟﾝﾌﾟﾚｯﾄ、4ﾍﾟｰｼ、④の方に利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであることと言う規程

がありまして、この中で決められておりますので、これに沿って行っているものと考えています。
付け加えますと、先ほど営利を目的とした販売は認められないといいましたが、栽培した農作物のうち、自家消費を超える分については販売が可能ですと記載があります。基準が難しいですが、10a 未満の栽培なので、大規模にはならないと思います。

藤　田　委　員　　市民農園は沢山あるので 1 反のところもあるのでは。

事　　務　　局　　1 反の所はなくて、今のところ最高で 330 ㎡、議案でいうと整理番号 3 番です。3 区画以上を借りていたら分かりませんけれども。

藤　田　委　員　　それから、4ﾍﾟｰｼﾞの以下の場合は農業委員会の承認を受けることが出来ませんの所に項目が 4 つあり、その中にまとまった農地があるような地域で、市民農園の位置が農業者による農地の利用を分断する場合とありますが、どのような場合ですか。

事　　務　　局　　私が考えているのは、大きな団地があって、この団地の間に市民農園が挟まっていて、そこで分断されていて、大型機械が通れなくなり、反対側の団地に機械が行けなくなる場合等だと考えます。

藤　田　委　員　　今回は大丈夫だということですね。

事　　務　　局　　そうです。

藤　田　委　員　　前の法律で、やっていた方はこの中にいますか。

事　　務　　局　　前の法律でやっていた方はいないです。

藤　田　委　員　　今回、新たにということですか。

事　　務　　局　　新たにです。

議　　長　　最近ですね、このようなのができたのは。

事　　務　　局　　今までは、実情、農業委員会としても、それ程、把握していなかったのが実態です。それが農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙを通して、市民農園が目立ってきていたので、何か、法律に当てはめて、適法な状態に持っていかなければならない、法律的な整備をして、所有者の方にも分かって頂いて

申請をしていただきました。
　そのために、これはもう終わっていますが、市と協定を結んで頂いた。それから、貸付規定をきちんと作って頂いて、何となく貸していたのを明文化し、ﾙｰﾙ化して貰ったのが一つと、それらがすべて済んだら、農業委員会に承認申請して頂いて、審議で可となれば、適法な状態になるということになります。
　今後は、市民農園を開設したいという方がいた場合は、このような手続きに則って頂こうと考えております。

藤　田　委　員　　もう、協定は結ばれているということですよね。

事　　務　　局　　はい。そうです。

藤　田　委　員　　わかりました。

宮　澤　委　員　　お願いなのですが、畑から分断しなくても、畑からの距離を 50mとか空けるなどを明記してほしいという要望がありまして、作業受託でﾃﾞﾝﾄｺｰﾝの除草を撒くことがあるのですが、その真横に市民農園ではないのですが、何件かでやられている方がいて、風向きを見て除草剤を撒くのですが、もしもの時、農業者であればお金で解決できるのですが、市民農園ですと、色々なものが栽培されており、何区画もあるため、そのような時に、お金で測れない補償が難しい部分もあるため、できれば、農地を分断する事も一つですが、もう一つ加えて欲しいのが、30mか 50m離していただければと思います。
　本当に、真横なので。隣との境界のすぐのところで 3 件ほどやられていて、多品目を栽培されています。気を付けてはいますが、急に風向きが変わる等、何か起きた時に、地権者が沢山いて、市民の方で、作っている物もそれぞれで、補償の仕方が難しい場合が出てくると思うので、分断ﾌﾟﾗｽ、緩衝地帯を少しお願いしたいと思います。
　都地区は周知されることで、市民農園が増えてくることが予想されるので、ぜひ、次の改正される時にでも盛り込んでいただければと思います。

事　　務　　局　　承認する際に承認書を出すのですが、今、委員からあったご意見については、使用者に対して補足として、委員会で承認はされましたがご意見があったのでご配慮をお願いしたいと言うことと、新規に市民農園が開設される場合については、その点を十分に留意しながら、協定を結んでいただけるように、市長部局の方にも連絡していきたいと思います。よろしいでしょうか。

宮　澤　委　員　　はい。

事　　務　　局　　実際、何ﾒｰﾄﾙぐらい離せばいいのでしょうか。

宮　澤　委　員　　通路一本あれば良いのですが、自分の場合は何もないので、どれぐらいなのでしょうか。

事　　務　　局　　風向きにもよりますよね。

平　沖　委　員　　難しいですね。市民農園を貸している人が自身で 30m離して、そこを植えられない様にするとしても、そこに草が生えるなどの問題もあるので、何か良い方法がないでしょうか。

高　橋　委　員　　市民農園だと多くの場合、道路とか、車の入れるようなｽﾍﾟｰｽを取っているので、出来るだけ外周に道を通してもらえば、少なくとも 4mか 5mは空くので、少なくともそれだけは欲しいと思いますし、その範囲であれ出来るのではないでしょうか。

宮　澤　委　員　　そうですね。最低限、それぐらいは欲しいです。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　現況証明願について】

議　　長　　次に、議案第 5 号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第５号についてご説明申し上げます。

議案書12ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。

今月の現況証明願は１件であります。

当日配布資料の14ﾍﾟｰｼﾞから19ﾍﾟｰｼﾞに議案第５号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

それでは整理番号 4、現況証明願の所在地は、釜加○○○○、外 5 筆。面積は６筆合わせまして54,178㎡であります。

公簿地目は田で証明の内容としましては、農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、非農地化を希望するためであります。

土地の所有者、願出人ともに　千歳市稲穂○○○○、△△△△さんで、土地の区分は、市街化調整区域として開発が抑制される地域であります。

本件のうち、釜加○○○○、○○○○、○○○○及び○○○○の 4 筆につきましては、平成 30 年度第 6 回総会及び令和元年度第 4 回総会で農地として判定し、願出を否決した土地でありますが、△△△△さんから、土地改良区の経常賦課金の対象地から外すために、再度、非農地化に向けた現況証明願があったものです。

改めて当該地についてご説明いたしますと、当該地は、願出人の夫であった故△△△△さんが平成２年から平成３年にかけて農地法３条により農地として取得した土地で、一部、平成３年に、農業用施設として倉庫・休憩所を転用した他は、主にｲﾁｲ､ｻｸﾗ､ﾂﾂｼﾞなどの苗畑として利用してきましたが、庭木の需要が減り、売れ残った木が大木となったものと聞いております。

庭木以外には、土地改良のため造成した溜池があるほか、一部の樹間にて、行者ﾆﾝﾆｸ､ﾌｷ､ﾊｽｶｯﾌﾟ､ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰが栽培されております。

また、今回、新たに申請のありました、釜加○○○○及び○○○○につきましては、非常に綺麗に耕起されており、農作物を植える直前または植えてある様子でありました。

以上、整理番号４について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等を願います。

山　形　委　員　　5月14日に、私のほか、長島会長、平沖会長職務代理者及び事務局によりまして、現地調査を行いましたので報告いたします。

証明を受けようとする土地のうち、南側の○○○○、外3筆の団地については、前回同様、庭木が高木となっているところが大半であり、前回調査した時から変わったところは見受けられず、当日確認した作物としては、庭木のほか、ﾊｽｶｯﾌﾟ、ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰ、ﾌｷ、行者ﾆﾝﾆｸが栽培されており、また、農作物用の堆肥が置かれてありました。

このような状況から、申請のあった土地について、全てを効率的に利用しているとは言い難いものの、農地利用がされていることから、現地確認した委員においては、農用地として意見を集約いたしました。

また、釜加○○○○及び○○○○の北側の団地については、写真にありますように作付のため耕起されており、明らかに農地でありました。

したがって、証明を受けようとする土地について、前回同様、農地・採草放牧地以外、いわゆる非農地として証明することは適当ではないとの結論であります。私からは以上です。

議　　長　　これより、質疑を行います。

宮　澤　委　員　　9と10はどなたが使われているのですか。△△さんではないのですか。

事　　務　　局　　現在、令和4年まで△△さんが、利用集積計画に基づいて、基盤強化法の利用集積計画で貸付を受けております。

宮　澤　委　員　　であるならば、畑ですか。

事　　務　　局　　当然です。

宮　澤　委　員　　わかりました。

議　　長　　暫時、休憩します。（14：02）

議　　長　　再開します。（14：19）

これより質疑を行います。

この件について何かあればお願いします。

（質疑なし）

議　　長　　提案ですが、今年度については△△さんからの現況証明願については現況が変わらない限り、受付はするが現地調査を行わず、総会に諮らず、会長専決案件にしたいと思いますが、それでよろしいですか。

「はい」の声、多数

議　　長　　それでは、本件についてお諮りします。
この件を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、本件は可とすることに決定いたしました。

次に、令和 3 年 5 月 14 日に実施した現地調査において、釜加○○○○、○○○○、○○○○、○○○○の 4 筆は、ﾊｽｶｯﾌﾟ、ﾌﾞﾙｰﾍﾞﾘｰなどが栽培されていること、○○○○及び○○○○の 2 筆は、整地し耕作していることから、願出人が非農地を主張している土地は農地であると判断できます。
この件につきましてお諮りします。
この議題を可として願出のとおり、非農地として認める委員は挙手願います。

（挙手なし）

議　　長　　挙手はありませんので、この議題は否決することに決定いたしました。また、本件については、本職において、願出人に対しその旨を通知したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「ありません」の声、多数

議　　長　　異議なしとして認めます。
よって、本職において通知します。

【議案第６号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に議案第 6 号千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局　　議案第 6 号について、ご説明申し上げます。

当日配布の議案書14ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。

今回の変更は、先ほど、議案第2号にてお諮りした転用案件に係るものであり、新川地区における農家住宅建築のため農用地区域内農地及び施設用地から除外するものであります。

議案書15ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では6月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は30日間です。

次に議案書16ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

土地の所在等は議案書のとおりです。

最後に、議案書17ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

農用地区域内農地及び農用地区域内施設用地から除外する手続は、当ﾍﾟｰｼﾞに示す箇所であります。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料１　令和4年度農林関係税制改正に関する要望（案）について
資料２　農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙ事前調査、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症対応（案）
資料３　総会日程変更
資料４　5月15日現在の農作物の生育状況について
口 頭　欠席委員の質疑について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：31　閉会）